

イギリス1984年警察・刑事証拠法期における 告発前の取調べの終了時点について

和田進士

第1章 はしがき
第2章 裁判所の判断
第3章 あとがき

第1章 はしがき

イギリス（イングランド・ウェールズ）において、警察は逮捕前にも逮捕後にも質問することができる。しかしながら、ある犯罪で告発（charge）¹⁾された後には、原則的に通常はその犯罪に関して被拘束者は取調べられないことになっている（改正実務規範（Code of Practice）C16条5項²⁾）。告発の時点から、被疑者は観念的には裁判所の支配下にあり、警察は自らの職務を終えたものと考えられるべきであると言われているのである³⁾。そしてさらに告発前であっても、取調べを止めなければならない状況というものが存在している。

ほとんどの事件において、警察の取調べは1度だけである。10件の事件中1件の事件においてのみ複数回の取調べが存在することを、調査は示している⁴⁾。2003年に改正された改正実務規範C11条6項は取調べが止められなければならない状況について規定しているが、以下の規定もまた関係している。第1に、24時間のうちに被拘束者には、質問、転送、中断のない少なくとも8時間の連続した期間の休息を許さなくてはならない。この期間は通常夜間、または被拘束者が最後に睡眠か休息をとった時点を考慮

した他の適切なきでなければならぬ（改正実務規範C12条2項⁵⁾）。第2に、認められた食事時間には取調べを中断しなければならない。また茶菓のための短時間の中断もおよそ2時間の間隔で与えられなければならない（改正実務規範C12条8項⁶⁾）。第3に、取調べが被拘束者の身体や精神状態に重大な危害を引き起こすであろうと留置管理官が考える場合に、被疑者は取調べられてはならない（改正実務規範C12条3項⁷⁾）。それゆえ取調べの過程で被疑者が不適格となれば、取調べは終了しなければならない⁸⁾。

1984年警察・刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984）（以下、PACE）制定当初、「犯罪について人に取調べを含む捜査をしている警察官が、その者に訴追がなされると信じ訴追が成功するのに足る証拠があると信じる時には、速やかに、遅滞なく、質問を中止しなければならない」と、1984年実務規範C11条2項⁹⁾は規定していた¹⁰⁾。また、「警察官が、被拘束者を訴追するのに足る証拠があると思料するときは遅滞なく、被拘束者を、その後被拘束者の告発の是非を検討する責任を負う留置管理官の前に引致しなければならない」と、1984年実務規範C17条1項¹¹⁾は規定していた。質問を中止しなければならない時点を1984年実務規範C11条2項は規定し、留置管理官の前への引致の時点を1984年実務規範C17条1項は規定していた¹²⁾。そして「留置管理官は、逮捕の理由となった犯罪について被逮捕者を告発するに足りる十分な証拠があると判断するときは、(a) 被逮捕者を告発し、または (b) 被逮捕者を告発することなくその者を保釈により、もしくは保釈によらずに釈放しなければならない」と、かつてのPACE37条7項¹³⁾は規定していた¹⁴⁾。

その後1984年実務規範C11条2項は改正され、1991年実務規範C11条4項となった。「犯罪について人に取調べを含む捜査をしている警察官が、その者に訴追がなされると信じ訴追が成功するのに足る証拠があると信じる時には、速やかに、さらに述べることがあるのかについてその者に尋ねなければならない。もしもその者がさらに述べることはないことを示す

のであれば、その警察官はその犯罪について彼に質問することを遅滞なく止めなければならない」と、1991年実務規範C11条4項¹⁵⁾は規定していた。また、1984年実務規範C17条1項は改正され、1991年実務規範C16条1項となった。「警察官が、被拘束者を訴追するのに足る証拠があり、訴追が成功するのに足る証拠があり、かつ、その者がその犯罪について述べることを望むすべてを述べた¹⁶⁾」と思料するときは遅滞なく(かつ次のことを条件として)、被拘束者を、その後被拘束者の告発の是非を検討する責任を負う留置管理官の前に引致しなければならない。人が複数の犯罪について留置されている場合には、上記の条件がすべての犯罪について充足されるまで留置管理官の前に彼を引致することを遅らせることが可能である(ただし、参照、11条4項)」と、1991年実務規範C16条1項¹⁷⁾は規定していた¹⁸⁾。さらに1995年にも実務規範Cは改正されたが、1995年実務規範C11条4項¹⁹⁾および16条1項²⁰⁾は、それぞれ1991年実務規範C11条4項および16条1項と同様の内容であった²¹⁾。

一般的に取調官がその者に訴追がなされると信じ訴追が成功するのに足る証拠があると信じるときには、取調べは止められなければならない。そして1991年実務規範Cはこの要件を緩和した。第1に、この時点に到達した後さらに述べることを被疑者に許したこと。第2に、人が複数の犯罪について留置されている場合に上記の条件がすべての犯罪について充足されるまで引致を遅らせてよいことを明らかにしていることによってである²²⁾。

1984年実務規範Cから1991年実務規範Cへのこのような改正に対しては、1984年実務規範Cの下で質問を止める時点を示していた段階を越えてさらに取調べることを許しているように思われるとの批判がなされた。しかしながら基本的には、訴追が成功するのに足る証拠があると信じるときには速やかに質問することを止めなければならない、この改正は被疑者が述べていることを仕上げてしまうことを被疑者に許し、訴追側にとって不都合なことを立証するかもしれない釈明をしている最中に取調官が被疑者を止め

ないようにするものであったとも言われていた。そして避けることのできる訴訟を引き起こすかもしれない不必要なあいまいさを、この改正は生み出しているということが言われていた²³⁾。

そして1991年実務規範C 11条 4項, 16条 1項（後の1995年実務規範C 11条 4項, 16条 1項）について, R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg²⁴⁾, R. v. Pointer²⁵⁾, R. v. Gayle²⁶⁾ といった初期の判決では厳格な解釈がなされていた²⁷⁾。また取調べ前に取調官が訴追が成功するのに足る証拠があると信じていた場合, 1994年刑事司法・公共秩序法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994) (以下, CJPOA)²⁸⁾ の不利益推認はなされるべきではないということが, いくつかの上訴事件において主張されていた。しかしながら R. v. McGuinness²⁹⁾ 以後, 控訴院は, 「訴追が成功するのに足る証拠」の存在を判断するにあたっては被疑者がなすかもしれない釈明を考慮しなければならないと, 判決するようになった。取調べが終了しなければならない時点は, 1995年実務規範Cの下では未解決の問題であり改正が求められていた³⁰⁾。そして2003年に実務規範Cは大きく改正され, この問題を解決しようとしている³¹⁾。取調べについての条項における主要な改正は, 取調べが終了しなければならない時点に関係していた。1995年実務規範C 11条 4項は改正され, 改正実務規範C 11条 6項となった。「ある者に対する, それについていまだ告発されていない, またはそれについて訴追されるかもしれない旨を告知されていない犯罪に関する取調べあるいはさらなる取調べは, 以下の場合に終了しなくてはならない。すなわち, (a) 無罪の釈明をする機会を被疑者に許し, 例えばあいまいな点を明らかにすることやあるいは被疑者が述べたことを明らかにするといった, その釈明が正確かつ信頼できるものであるかをテストする質問を含む, 当該犯罪についての正確で信頼できる情報を獲得することに関連があると捜査担当の警察官が考えるすべての質問が被疑者に対してなされたということに, 捜査担当の警察官が満足し³²⁾, (b) 捜査担当の警察官があらゆる他の入手可能な証拠を考慮に入れ³³⁾, かつ (c) 捜査担当の警察官, または留置された

被疑者については留置管理官 参照, 16条1項 が, 当該犯罪について有罪の現実的な見込みを付与するに足りる十分な証拠が存在すると合理的に信じる場合³⁴⁾, である³⁵⁾。参照, 注記11B³⁶⁾」と, 改正実務規範C11条6項³⁷⁾は規定している³⁸⁾。

上記の3つの条件が揃う場合に取調べは終了しなければならないと, 改正実務規範C11条6項は規定している。R. v. Elliott³⁹⁾を反映した⁴⁰⁾改正実務規範C11条6項は, R. v. McGuinness 以後の流れを明文化したものであるが, 恐らくそれよりもさらに進んだものとなっている⁴¹⁾。取調べの終了時点を決めることについて, 改正実務規範Cはかなりの自由裁量を警察に与えている⁴²⁾。

また, 1995年実務規範C16条1項は改正され, 改正実務規範C16条1項となった。「捜査担当の警察官が, 当該犯罪について有罪の現実的な見込みを付与するに足りる十分な証拠が存在すると合理的に信じるときは(参照, 11条6項), 遅滞なくかつ次のことを条件として, 被拘束者の告発の是非を検討する責任を負う留置管理官に通知しなければならない。参照, 注記11Bおよび16A。人が複数の犯罪について留置されている場合には, 上記の条件がすべての犯罪について充足されるまで留置管理官に通知することを遅らせることが可能である。ただし, 参照, 11条6項」と, 改正実務規範C16条1項⁴³⁾は規定している。

また被疑者の告発に関する判断がなされなければならない時点は, PACE や改正実務規範Cに規定されている。その判断は, 捜査官というよりも留置管理官による(PACE 37条)。告発に関する判断がなされなければならない最も遅い時点は, 基本的には留置のタイム・リミットである基準時から24時間の時点, または警視やマジストレイトによって留置が延長される場合はより後の時点である。実務において, 告発に関する判断は留置のタイム・リミットが満了する前に通常はなされたであろう。留置管理官は, 逮捕の理由となった犯罪について被逮捕者を「告発するに足りる十分な証拠」があると判断するときは, 被逮捕者を告発することなく保釈

するか、被逮捕者を告発も保釈もせず釈放するか、被逮捕者を告発しなければならぬといったことを PACE 37条 7項⁴⁴⁾ は規定している。当該規定は強制的なことばで規定されており、遅滞なく保釈や告発について判断しなければならないと、言われている。しかしながら、「告発するに足りる十分な証拠」の意味は不明確である⁴⁵⁾。そして「告発するに足りる十分な証拠」というフレーズについて裁判所の考察はほとんど存在しないが、実務規範Cにおいて見受けられた「訴追するのに足る証拠」などといった同様のフレーズについて、裁判所は解釈をなしてきた⁴⁶⁾。

本稿では、1984年実務規範C 11条 2項、17条 1項（後の1991年実務規範C 11条 4項、16条 1項、1995年実務規範C 11条 4項、16条 1項）を巡る裁判所の判断について検討し、イギリスではどの段階で警察の取調べは終了するべきであり、そしてそれに関連してローヤーは何をすべきであると言われているのかについて検討することとしたい。

- 1) PACE 以前において警察による被疑者告発の概念は、敵対関係にある質問の終わりのマーカー・ポイントであることを除けば法的なステータスはなかった。質問を続ける自由裁量に PACE は制約を課した。告発するに足りる十分な証拠があるのであれば被疑者を告発するか釈放する警察に課せられた法定の義務が今や存在するようになり、そして警察による告発は法律上の概念となった〔David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 190-191〕。
- 2) Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66 (1)) CODE OF PRACTICE C and CODE OF PRACTICE H, 2006, at 52-53. なお当該条項は、かつての1984年実務規範C 17条 5項〔Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66) CODES OF PRACTICE, 1985, at 63〕、1991年実務規範C 16条 5項〔Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 66) CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 2nd ed., 1991, at 67〕、1995年実務規範C 16条 5項〔Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 60 (1)(a) and s. 66) CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 1995, at 64〕であった。
- 3) Michael Zander, Cases and Materials on the English Legal System, 9th ed., 2003, at 151. 参照、マイケル・ザンダー「Duty Solicitor 制度の成立と被疑者の権利」英国当番弁護士制度視察報告書20頁（1991年）。
- 4) 参照、Tom Bucke and David Brown, In police custody: police powers and suspects' rights under the revised PACE codes of practice (Home Office Research Study 174), 1997, at 31.
- 5) CODE, supra note 2, 2006, at 40-41. また同様の内容のものが、2006年実務規範H（警察

- 官による2000年テロリズム法(Terrorism Act 2000)41条および附則第8下の人の留置, 処遇および質問に関する実務規範)12条2項〔CODE, id. at 122-123〕として規定された。
- 6) Id. at 42. また同様の内容のものが, 2006年実務規範H12条8項〔Id. at 124〕として規定された。
 - 7) Id. at 41. また同様の内容のものが, 2006年実務規範H12条3項〔Id. at 123〕として規定された。
 - 8) Ed Cape, *Defending suspects at police stations*, 5th ed., 2006, at 310. 参照, 葛野尋之「警察留置と「捜査と拘禁の分離」」立命館法学306号322-324頁(2006年)。
 - 9) CODES, supra note 2, 1985, at 54. 参照, 渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の「実務規範」(一)」判例タイムズ595号25頁(1986年)。
 - 10) 「取調べの目的は, 関係人から事実についての釈明を得ることにあり, 必ずしも自白を得ることにあるのではない」と, 1984年実務規範C指導注記12A〔Id. at 57. 参照, 渥美・前掲註(9)26頁〕は規定していた。1991年実務規範Cへの改正の際にこの指導注記は削除され, 1984年実務規範C11条2項が1991年実務規範C11条4項へと改正された〔Chris Lethem, *POLICE DETENTION*, 1991, at 17〕。
 - 11) CODES, id. at 62. 参照, 渥美・前掲註(9)28頁。
 - 12) 犯罪について人に取調べを含む捜査をしている警察官が, その者に訴追がなされると信じ訴追が成功するのに足る証拠があると信じるときには, 速やかに, (1984年実務規範C17条5項の下で規定されたような場合を除いて) 遅滞なく, 質問を中止しなければならず, かつその者をその後その者が告発されるのかどうかといったことを確かめる責任を負う留置管理官の前に引致しなければならないと, 1984年実務規範C17条1項の草案は規定していた〔Home Office, *DRAFT CODE OF PRACTICE FOR THE DETENTION, TREATMENT AND QUESTIONING OF PERSONS BY POLICE OFFICERS*, 1982, para. 18. 1; Revised DRAFT, 1983, para. 19. 1; 3rd DRAFT, 1983, para. 19. 1; 4th DRAFT, 1984, para. 17. 1; 5th DRAFT, 1985, para. 17. 1〕。
 - 13) 1984 c. 60, at 2766.
 - 14) 拙稿「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法制定過程期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学278号1135頁(2001年)。
 - 15) CODES, supra note 2, 1991, at 58.
 - 16) こういった文言が挿入されるにあたって, 被疑者がその犯罪について述べることを望むすべてを述べたと警察官が思料するまで告発することなく取調べを継続することが許されてしまうと, 懸念されていた。そして留置によるプレッシャーによって自白がなされることを望みつつ警察がますます長期間被疑者を身柄拘束することをこの改正は奨励していると, 批判されていた〔Anne Grosskurth, *PACE at the police station*, *LEGAL ACTION*, November 1989, at 7〕。またもともとこういった文言は, 1984年実務規範C11条2項に対して挿入される予定であった〔David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, *The questioning code revised and the flaws which persist-3*, *NEW LAW JOURNAL*, March 23, 1990, at 409; David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, *Nearly there on the Questioning Code-4*, *NEW LAW JOURNAL*, November 30, 1990, at 1694; David Wolchover

イギリス1984年警察・刑事証拠法期における告発前の取調べの終了時点について (和田)

and Anthony Heaton-Armstrong, *The Questioning Code Revamped* [1991] Crim. L. R. 232, at 250-251; Wolchover and Heaton-Armstrong, *supra* note 1, at 195.]

- 17) CODES, *supra* note 2, 1991, at 66-67.
- 18) 参照, 当番弁護士制度研究会「警察署における被疑者への助言と援助及び24時間当番弁護士制度」自由と正義44巻7号60頁(1993年)。
- 19) CODES, *supra* note 2, 1995, at 53-54.
- 20) *Id.* at 63.
- 21) 拙稿「イギリス1984年警察・刑事証拠法期におけるホールディング・チャージについて」立命館法学284号327, 331-332頁(2002年)。
- 22) David Brown, Tom Ellis and Karen Larcombe, *Changing the Code: Police detention under the revised PACE codes of practice (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO. 129)*, 1992, at 7.
- 23) Wolchover and Heaton-Armstrong, *supra* note 16, March 23, 1990, at 409; Wolchover and Heaton-Armstrong, *supra* note 16, November 30, 1990, at 1694; Wolchover and Heaton-Armstrong, *supra* note 16, 1991, at 250-251.
- 24) *R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg*, COURT OF APPEAL (CRIMINAL DIVISION) (LEXIS)-20. 10. 1995.
- 25) *R. v. Pointer* [1997] Crim. L. R. 676, CA (Crim Div)-17. 04. 1997.
- 26) *R. v. Gayle* [1999] Crim. L. R. 502, CA (Crim Div)-17. 02. 1998.
- 27) P. J. Richardson (ED.), *ARCHBOLD CRIMINAL PLEADING, EVIDENCE AND PRACTICE*, 2006, at 1625.
- 28) 参照, 青山彩子「イギリスにおける「黙秘権の廃止」立法について」警察学論集48巻12号125-127頁(1995年), 横山潔 = 黒澤美絵「1994年刑事司法及び公共の秩序法」外国の立法205号32-33頁(2000年)など。
- 29) *R. v. McGuinness* [1999] Crim. L. R. 318, CA (Crim Div)-16. 10. 1998.
- 30) D. J. B., *R. v. McGuinness*, *Commentary* [1999] Crim. L. R. 319, at 320; D. J. B., *R. v. Ioannou*, *Commentary* [1999] Crim. L. R. 587, at 587.
- 31) Inns of Court School of Law, *Criminal Litigation and Sentencing*, 2006, at 18-19.
- 32) 被疑者が質問に答えようが答えまいが, 関連があると警察官が考えるすべての質問が被疑者に対してなされるまで質問を継続することを取調官に可能にすることを, この規定は意図していると, 言われている。もしも被疑者が釈明するのであれば, そのことによって例えば他の証拠への言及や被疑者が述べた他のことへの言及によって, その釈明をテストするための質問をすることを警察官に可能にする。もしも被疑者が質問に答えないとしても, 関連があると警察官が考えるすべての質問をすることを取調官に可能にするように, 当該規定は設計されている。そのことは, 防御にあたり依拠する事実を供述しない, すなわち尋ねられた質問に対して行われるべきであった釈明をし損なうことで被告人は合理的に活動していなかったと, その後の事実審理において裁判所に確信させる助けとなりそうであると, 言われている〔Cape, *supra* note 8, at 310-311. 参照, Andrew Sanders and Richard Young, *CRIMINAL JUSTICE*, 3rd ed., 2007, at 246〕。

- 33) 取調べが終了する前に、警察が獲得した他の証拠について評価することを可能にし、また例えばなされた釈明に対応した他の証拠や取調べにおいて被疑者によってなされた主張に対応した他の証拠を要求することを、これは警察にとって可能にしているようであると、言われている〔Cape, id. at 311〕。
- 34) 1995年実務規範C11条4項における「訴追が成功するのに足る証拠」テストが、「有罪の現実的な見込み」テストへと置き換えられた。これは、検事規範(Code for Crown Prosecutors)におけるテストを反映するように意図されている〔参照、小山雅亀「「イギリス」の訴追制度(三)」西南学院大学法学論集25巻4号64頁(1993年)〔イギリスの訴追制度(1995年)所収〕, Ed Cape, *Detention Without Charge: What Does "Sufficient Evidence to Charge" Mean?* [1999] Crim. L. R. 874, at 879〕。検事規範5条2項, 3項〔Crown Prosecution Service, *The Code for Crown Prosecutors*, 2004, at 5〕によれば、防側側の主張がどのようなものであるのか、およびそれが訴追側の主張にどのように影響しそうであるのかについての考慮を、そのテストは含む。さらにそのテストは、客観的なものである〔Cape, id. 2006, at 311〕。
- 35) 3つのすべての条件が満たされるまで取調べは止められる必要はないといったことが、改正実務規範C11条6項の構造である。こうしてたとえもしも有罪の現実的な見込みが存在すると取調べ官が考えたとしても、関連があると警察官が考えるすべての質問が被疑者に対してなされていない、またはあらゆる他の入手可能な証拠が考慮されていないと考えるのであれば取調べは継続されると、言われている〔Cape, id. 2006, at 311〕。
- 36) 「改正実務規範C指導注記11B 1996年刑事手続・捜査法(Criminal Procedure and Investigations Act 1996)実務規範3条4項は以下のように規定している。『捜査の実施にあたって、捜査官はすべての合理的な取調べを含む捜査のラインを追求すべきであり、これらが被疑者を指し示すか否かは問わない。何が合理的かは、個々の状況に依拠する。』取調べ官は、取調べにおいて何の質問をするか決定する際に、このことを念頭に置かなければならない」〔CODE, supra note 2, 2006, at 39-40. 参照、渡辺修=山田直子監修(小坂井久=秋田真志編著)・取調べ可視化 密室への挑戦43頁(2004年), *Police and Criminal Evidence Act 1984* (s. 60(1)(a) and s. 66(1)) CODES OF PRACTICE A-E REVISED EDITION, 2003, at 85; 2004, at 85-86; 2005, at 90-91〕。また同様の内容のものが、2006年実務規範H指導注記11B〔CODE, id. 2006, at 122〕として規定された。
- 37) Id. 2006, at 37. 参照、渡辺=山田・前掲註(36)40-41頁, Id. 2003, at 82; 2004, at 83; 2005, at 88. 2004年の実務規範改正の際に、若干改正された。また同様の内容のものが、2006年実務規範H11条7項〔Id. 2006, at 120〕として規定された。
- 38) ただしこの条項は、税務事件においてまたは1988年刑事司法法(Criminal Justice Act 1988)あるいは1994年薬物取引法(Drug Trafficking Act 1994)の没収規定の下で職務を遂行する官職にある者が、取調べの終了後、正式な一問一答形式の記録の完成を被疑者に促すことを妨げない。没収命令の増加に伴い、告発するに足りる十分な証拠が存在するにもかかわらず警察留置中に取調べがしばしば行われるであろうと、言われている。そしてその内容は、事実審理において訴追側にとって判決の決め手となる証拠となるかもしれないと、言われている〔Anthony Edwards, *Advising a Suspect in the Police Station*, 6th ed.,

イギリス1984年警察・刑事証拠法期における告発前の取調べの終了時点について（和田）

2006, at 73。またこの条項において、2002年犯罪収益法（Proceeds of Crime Act 2002）へのアップデートはなされなかった〔Peter Murphy (ED), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE 2007, 2006, at 1195〕。

- 39) R. v. Elliott [2002] EWCA Crim 931, CA (Crim Div)-24. 04. 2002.
- 40) Ed Cape, *The Revised PACE Codes of Practice: A Further Step Towards Inquisitorialism* [2003] Crim. L. R. 355, at 364.
- 41) 拙稿「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法の実務規範C改正について」大阪学院大学法学研究32巻2号65頁（2006年）。
- 42) Cape, *supra* note 8, at 310.
- 43) CODE, *supra* note 2, 2006, at 51. 参照, CODES, *supra* note 36, 2003, at 96; 2004, at 97-98; 2005, at 103. 2004年の実務規範改正の際に, 若干改正された。
- 44) PACE 37条7項は, 2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）28条と附則第2第2条1項, 2項によって改正された〔拙稿・前掲註(41)73頁。参照, 小山雅竜「イギリスの刑事訴追制度の動向（補論）」西南学院大学法学論集39巻1号70頁（2006年）〕。
- 45) 恐らくそれは, 「プライマ・フェイス・ケース（prima facie case）を確立するに足りる証拠」を意味するという見解がある〔Cape, *supra* note 8, at 365. 参照, Cape, *supra* note 34, at 878〕。また, 改正実務規範Cの「有罪の現実的な見込み」テストが, PACE 37条の「告発するに足りる十分な証拠」テストと同一なのかどうかは, 残された課題であると言われている〔Cape, *supra* note 40, at 365. 参照, 多田辰也「被疑者取調べとその適正化（三・完）」立教法学30号63頁（1988年）〔被疑者取調べとその適正化（1999年）所収〕〕。なお2003年刑事司法法87条4項は, 「告発するに足りる十分な証拠」に特別な意味を与えている。
- 46) *Id.* 2006, at 365.

第2章 裁判所の判断

第1節 告発前の留置

「告発するに足りる十分な証拠」というフレーズについてはあまり裁判官の注目を浴びておらず, その意味するところは不明確である。被告人が非合法ドラッグの所持について逮捕されそれについて自白した R. v. Mehmet¹⁾において, 科学捜査の分析結果が得られるまで告発するに足りる十分な証拠は存在していないと結論づける権限を留置管理官は与えられていた²⁾と, 控訴院は判決した³⁾。

被告人は, コカインを購入する現場を目撃された。逮捕時に被告人は,

4件の所持罪を認めていた。この自白は、黙秘権が告知されていなかったことを理由に排除された。それにもかかわらず被告人は直ちに告発されるべきであって、取調べられるべきではなかったということが主張された。被告人は直ちに自白したが科学捜査の分析結果が得られるまでは十分な証拠が存在するとは言えなかったと、警察は主張した。被告人の留置を継続することは PACE 37条1項⁴⁾や1984年実務規範C11条2項に違反しなかったと、事実審理裁判官は判決した。控訴院⁵⁾は、次のように判決した。

「警察官が述べた見解をとることについて、警察官は正当化された。」⁶⁾

しかしながらその一方で、非合法ドラッグの所持に関する *Martin v. Chief Constable of the Avon and Somerset Constabulary*⁷⁾において、分析結果が必要であるからといって告発するに足りる十分な証拠が存在しなかったことにはならなかったと、控訴院は判決した⁸⁾。しかし逮捕直前に所持について被疑者は自白していたという事実にもかかわらず、このような自白が十分な証拠となると留置管理官は確信しなかったという理由で、留置管理官は告発することなく被疑者を留置する権限を与えられていたと、控訴院は判決した⁹⁾。

1995年3月10日に、Martinの自宅に対する捜索許可状が発付された。そして3月28日に捜索が行われ、少量のインド大麻が発見された。Martinは逮捕され、警察署へと引致された。Martinは、ほぼ4時間留置された。Martinが自宅で認めたこと以外のことについてさらに告発されることなく、Martinは釈放された。インド大麻樹脂はMartinのものであると警察官に自白していたので警察署へと引致する必要性や約4時間留置する必要はなかったと、Martinは主張した。

警察による差押に関して自白が既に獲得され告発するに足りる証拠が存在するといった状況で、Martinを警察署へと引致することはPACE30条違反であると、Martinは主張した。自宅の捜索終了時にMartinを釈放することをPACE30条7項¹⁰⁾は要求していると、Martinは主張した。しか

しながら、被逮捕者は警察署に引致されることで PACE と実務規範による保障を受けることを指摘しつつ、Otton 控訴院裁判官は次のように判決した。

「(PACE 筆者) 30条 1 項¹¹⁾は、警察署へと原告を引致することを逮捕官に要求していた。当該犯罪が少量のインド大麻所持に関係して、告発するに足りる証拠と共に自白が既に獲得されていたにもかかわらず、これはそうであった。」「非公式の口頭の自白に単に依拠するのではなく、警察署でテープ録音された取調べによってより公式の自白を求める」「権限を彼は与えられていた。」「(また PACE 30条 7 項について 筆者) 警察官がその者を逮捕しておく理由がないと思料するときのみ、釈放は適切である。」「警察官はそのように思料していなかった。現場でなされた自白は『告発するためにプライマ・フェイス・ケースを用意する点からは、十分な量には程遠いものであった』と彼は感じていたと、証人として Marsh 巡査部長は述べていた。」「(また PACE 37条 1 項と 2 項¹²⁾について 筆者) 留置管理官は違法行為をしておらず、彼に与えられた権限や37条や実に留置管理官に関係するその他の条項によって彼に課された義務を越えていなかったことに、私は満足させられている。」¹³⁾

第 2 節 取 調 べ

「告発するに足りる十分な証拠」というフレーズについて裁判所の考察はほとんど存在しないが、1984年実務規範 C 11条 2 項、17条 1 項（後の1991年実務規範 C 11条 4 項、16条 1 項、1995年実務規範 C 11条 4 項、16条 1 項）において見受けられた「訴追するのに足る証拠」などといった同様のフレーズについて、裁判所は解釈をしてきた¹⁴⁾。

R. v. Canale¹⁵⁾において Lane イギリス首席裁判官は、1984年実務規範 C 11条 2 項、17条 1 項、17条 5 項の問題に注意を引いていた¹⁶⁾。最初の取調べがなされた後に、1984年実務規範 C 11条 2 項の下でさらに上訴人に質問

するべきであったのかどうか、問題であった。そして確かに自白はなされてきたがそれらは口頭の自白のみであったと事件担当の警察官は考えており、かつ彼の見解では口頭の自白では訴追が成功することを確実にするには足らなかったということであった¹⁷⁾。

また、証拠の一部が警察車輦における会話から成り立っていた R. v. Lee¹⁸⁾ では、このような会話に依拠することは無謀であるとして、警察官は質問を継続する権限を与えられていたと判決された¹⁹⁾。被告人はロンドンで逮捕され、3人の警察官によってパーミンガムへと移送された。その途中で会話がなされ、被告人は強盗について自白した。警察署で被告人は取調べられ、強盗における彼の役割を再び自白した。しかし事実審理では、警察車輦や警察署で自白したことについて被告人は否認した。1984年実務規範C違反が存在し、それゆえ証拠排除されるべきであると主張された。また警察車輦内における自白は訴追が成功するのに足る証拠となり、警察官は被告人を質問することをやめるべきであったことが主張された。しかし、警察車輦内でノートを作成することは実行可能ではなく、1984年実務規範C違反が存在したが不公正ではなかったとして、事実審理裁判官は証拠を許容した。控訴院²⁰⁾ は事実審理裁判官を支持しつつ、次のように判決した。

「5分間の口頭の自白に依拠することは訴追が成功するのに足る証拠とはならないであろうと結論づける権限を、警察官らには与えられていた。」「テープ録音されていないか同時記録されていない警察車輦における会話に警察官らがくつろぎ依拠することは、最近では無謀であろう。」²¹⁾

次に、1991年実務規範C11条4項、16条1項(後の1995年実務規範C11条4項、16条1項)について、合理的な期間内に成し遂げられる限りではあるがすべての関連証拠が集められるまで告発しないことを捜査官に許すフレキシブルなアプローチを裁判所が選んだ寛容な判決として、R. v. Cardiff Magistrates' Court, ex parte Hole, Lewis (K), Lewis (E) and Howard²²⁾

がある。実務規範C11条4項と16条1項違反が存在したという防御側の主張に対して、事件の複雑さであるとか取調べ中に被疑者が述べたことに基づいて追加の捜査を行う必要性を心にとめつつ告発を延期した警察官の判断は合理的であったと、Bingham 首席裁判官は述べていた²³⁾。しかしこの事件では、警察官が止めるべき時点で被疑者を質問し続けたということは主張されなかったことから、実務規範C11条4項はこの事件における直接の問題点ではなかった²⁴⁾。

また実務規範C11条4項、16条1項について、R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg²⁵⁾, R. v. Pointer²⁶⁾, R. v. Gayle²⁷⁾といった初期の判決では、それらは規定されていることを意味しているとしながら裁判所は厳格なラインを採用していた²⁸⁾。

R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg において、Knight は1992年5月13日に、Coleman は5月19日に、そしてHochenberg は11月11日に逮捕された。実務規範C11条4項、16条1項に違反して行われた取調べの証拠を事実審理裁判官は許容していたと主張しつつ、Hochenberg は上訴した。他の2人の被告人は既に逮捕され取調べられており、Hochenberg が逮捕される時までには、既にHochenberg は訴追されることに決められていた。しかしながら、重大詐欺局(Serious Fraud Office)はHochenberg を取調べることを切望した。実務規範C11条4項、16条1項に配慮して「あなたを訴追するのに足る証拠が存在すると、われわれは考えている。しかしながら、われわれは今まであなたを調べることができなかったのです、あなた側の話を聞いていない。あなたがその申立について述べることを望むすべてを述べる機会を、あなたは今まで与えられてきていない。したがってわれわれはあなたを取調べ、その機会をあなたに与えるつもりである」といったことをHochenberg に読み上げるように、重大詐欺局は弁護士によって助言された。その後、被告人は精力的に質問された²⁹⁾。Hutchison 控訴院裁判官は、次のように判決した。

「(実務規範C11条4項にしたがって、犯罪について人に取調べを含

む捜査をしている警察官が、その者に訴追がなされると信じ訴追が成功するのに足る証拠があると信じるときには 筆者) 被疑者はさらに述べる可能性があるのかについて彼は尋ねなければならないし、もしも被疑者がないと述べるのであれば、取調べを直ちに止めなければならない。」「(また実務規範C16条1項にしたがって、被疑者を訴追するのに足る証拠があり、訴追が成功するのに足る証拠があり、かつ、筆者) 被疑者がその犯罪について述べることを望むすべてを述べたと」「思料する警察官は」「遅滞なく被疑者を留置管理官の前に引致しなければならない。」「しかしながら1992年11月11日に取調べが行われたことから、これらの規定に明らかに違反していた。」³⁰⁾

そしてその犯罪について述べることを望むすべてを述べたかどうかを確認する代わりに、精力的かつ非常に執拗に Hochenberg を質問していた状況では、取調べの証拠は PACE 78条³¹⁾ の下で排除されるべきであると、控訴院は判決した³²⁾。

その後、取調べ前に取調官が訴追が成功するのに足る証拠があると信じていた場合、不利益推認はなされるべきではないということが、R. v. Pointer や R. v. Gayle といったいくつかの上訴事件において主張されていた³³⁾。

R. v. Pointer³⁴⁾ において、上訴人を取調べる前に上訴人が最終的に告発された犯罪について訴追が成功するのに足る証拠があると信じていたと、取調官は述べていた。取調官は、実務規範C11条4項の下で訴追がなされると信じ訴追が成功するのに足る証拠があると信じていた。いったん取調官がその段階に到達したのであれば、さらに述べる可能性があるのかについてだけその者に尋ねることが可能であり、もしもその者がさらに述べることはないことを示すのであれば、その警察官はその犯罪について質問することを遅滞なく止めなければならなかった。実務規範C11条4項の下でさらに述べる機会を被告人に与えることは、1995年実務規範C11条1A項³⁵⁾ によって定義された取調べにあたとされた。

被拘束者にさらに述べることがないのであれば、実務規範C 16条 1項が適用される。警察官が、被拘束者を訴追するのに足る証拠があり、訴追が成功するのに足る証拠があり、かつ、その者がその犯罪について述べることを望むすべてを述べたと思料するときは遅滞なく、被拘束者を、その後被拘束者の告発の是非を検討する責任を負う留置管理官の前に引致しなければならないと、実務規範C 16条 1項は規定していた。その後、留置管理官は PACE 37条の下で彼自身の判断をしなければならない³⁶⁾。そして控訴院刑事部³⁷⁾は、次のように判決した。

「CJPOA 34条は、この事件に適用されなかった。」³⁸⁾

また R. v. Gayle において、Gayle は取調べにおいて何も話さないようソリシターによって助言された。その段階で Gayle を告発するに足る証拠が存在しその後質問はなされるべきではなかったことから、実務規範C 16条 1項と11条 4項に違反していることを理由に、事実審理では取調べの証拠が排除されるよう求められたが、排除されなかった。ソリシターの助言にもかかわらず Gayle の黙秘から不利益推認をなし得たことを、事実審理裁判官は陪審に説示していた。控訴院刑事部³⁹⁾は次のように判決しつつ、正式事実審理のやり直しを命じた。

「PACE (実務 筆者) 規範への違反があったところで1994年法 (CJPOA 筆者) 34条は適用されなかったということが判決された1997年4月17日の R. v. Pointer (unreported) に、事実審理裁判官の判決は先行していた。」⁴⁰⁾

しかしながら R. v. McGuinness⁴¹⁾ 以後、控訴院は、「訴追が成功するのに足る証拠」の存在を判断するにあたっては被疑者がなすかもしれない釈明を考慮しなければならないと、判決するようになった^{42) 43)}。R. v. McGuinness において控訴院は、より多くの取調べの自由を警察に与えたようであった。この事件では、取調べ前に訴追が成功するのに足る証拠があったことから取調べは行われるべきではなかったということが、上訴人によって主張された。そして取調べの証拠は許容されるべきではなく、

CJPOA 34条の不利推認はなされるべきではなかったということが主張された⁴⁴⁾。実務規範C16条1項と11条4項を扱いつつ⁴⁵⁾、控訴院刑事部⁴⁶⁾は次のように判決した。

「プライマ・フェイス・ケースであったあらゆる状況において、警察は告発することを義務づけられ、そして警察が被疑者を質問する機会が失われるだけでなく、被疑者に対する嫌疑を終わりにするかもしれない釈明を被疑者がする機会も失われるであろうことを、弁護人の議論は意味するであろう。『訴追するのに足る証拠』は、被疑者からの釈明や釈明がないことへの考慮も含まなければならない。」⁴⁷⁾

R. v. Ioannou⁴⁸⁾において、質問する時点で訴追が成功するのに足る証拠があると取調官は信じていた。実務規範C11条4項を考慮しつつ、控訴院刑事部⁴⁹⁾は次のように判決した。

「取調官や捜査官は告発前において、告発するのかどうかについて情報に基づいた判断をする立場にあるに違いなかった。被疑者が質問された話題について自発的に申し出るかもしれない釈明や情報をこのような判断は考慮に入れなければならないであろうことを公正さは要求したと、彼は通常判断するであろう。それゆえ被疑者のコメントや釈明がなくても事件が圧倒的であると思われることを単に理由にして、将来の被告人に対してその機会が与えられるべきではないという」「提案は、ナンセンスであった。」⁵⁰⁾

Prouse v. Director of Public Prosecutions⁵¹⁾において、問題はどれだけ多くの証拠があるかではなくその質であると言われた⁵²⁾。1997年9月3日午後7時頃に、上訴人は逮捕前にかつ黙秘権の告知を受ける前に自宅において飲酒運転について取調べられた。そして、上訴人は逮捕され黙秘権の告知を受けた後で自宅において取調べられた。その後、上訴人は逮捕され警察署へと引致される途中の車中において取調べられた。午後7時25分に、上訴人は電話で法的助言を受けた。午後7時35分に、上訴人は呼気検査を受けた。午後8時16分に、上訴人は当番弁護士と話をした。その後上訴人

は取調べに適した状態になるまでの間留置され、9月4日午前0時30分に逮捕に関与していない警察官によって取調べられた。午前1時25分に、上訴人は保釈された。呼気検査終了直後に告発するために留置管理官（Custody Sergeant）の前に上訴人を引致するのに足る証拠は存在したと、上訴人側によって主張された。実務規範C16条1項の文言が何を意味しているにしても、上訴人を告発するに「量的に」足りる証拠を警察官らは持っていたということが、上訴人側によって主張された。Brian Smedley 裁判官は、次のように判決した。

「（実務 筆者）規範C11条4項の規定を警察官が考慮した後で、その（実務規範C16条1項の 筆者）段階に達する。」「規範Cの両条項に共通するフレーズは、『それ（訴追 筆者）が成功するのに足る証拠』というフレーズである。」「訴追が成功するのに足る証拠があったのかどうか、そして実際に訴追が成功するのに足る証拠があったのかどうかを判断するためになされる、何らかの質に関する判断が必然的に存在した。」「（9月4日午前0時30分の取調べが行われるべきであったかどうか、そしてPACE37条に照らして留置が合法であったかどうかについて 筆者）その段階で彼（上訴人 筆者）は取調べに適した状態になかったため、彼は後に取調べられ、彼が告発されるかもしれない犯罪について望むかもしれない釈明をすることができるように、彼は留置されるべきであった。」「（逮捕官、取調官、留置管理官といった 筆者）すべての警察官らによって達成される質に関する判断というものが、明らかに存在しなければならない。」⁵³⁾

R. v. Van Bokkum (Wouter Albertus); R. v. Jeans (Anthony); R. v. Snelling (Robert Brent); R. v. McCready (Michael Timothy)⁵⁴⁾において、R. v. Pointer と R. v. Gayle は考慮されたが、R. v. Gayle における判断よりも R. v. McGuinness や R. v. Ioannou における議論の筋道が好まれた。そして独自の議論の筋道を付け加えることなく⁵⁵⁾、R. v. McGuinness や R. v. Ioannou における議論の筋道が実務規範の文言に調和すると、裁判所は考

えていた⁵⁶⁾。Tuckey 控訴院裁判官は、次のように判決した。

「実務規範に違反して行われたノー・コメントの取調べは、(CJPOA 筆者)34条の説示の基礎を形成するべきではないということが、共通の立場である。」⁵⁷⁾「(R. v. McGuinness と R. v. Ioannou において 筆者)告発するに足る証拠が存在した事件で、これらの規定(実務規範C11条4項と16条1項)は被告人へのすべての質問を妨げているわけではなかったと、この裁判所は結論づけた。」⁵⁸⁾「われわれが言及した規範の文言と一致するようにわれわれに思われる R. v. McGuinness や R. v. Ioannou における議論の筋道を、われわれは選択する。このような事件において質問を妨げることを規範が意図していたと、われわれは考えない。」⁵⁹⁾

R. v. Flynn⁶⁰⁾において、上訴人は1999年3月25日と6月23日の2回取調べられた。警察は告発するに足る資料を持っており取調べは行われるべきではないということを、2回目の取調べのはじめにソリシターは主張した⁶¹⁾。上訴人が R. v. Pointer と R. v. Gayle に言及したのに対して、訴追側は R. v. McGuinness に言及した。Mance 控訴院裁判官は、R. v. McGuinness に触れつつ次のように判決した。

「反対尋問において WPC Hovell (取調官 筆者)は、告発するに足る十分な証拠が存在したと最初に明確に述べていたと思われるのだが、」「(2回目の取調べが行われた理由について 筆者)第1に、それは留置管理官の判断であったこと、そして第2に、告発なしへと導き得たかもしれない釈明を彼はなし得たことを理由に、2回目の取調べは上訴人に話をするを許すことであったと、彼女は主張した。」「われわれ(取調官ら 筆者)が彼を告発しないようにしたかもしれない釈明を、彼はなし得た。彼はわれわれ(取調官ら 筆者)に何も話さなかったので、彼の釈明が何であったのかを知るためにわれわれ(取調官ら 筆者)は彼を取調べることを必要とした。」「2回目の取調べを行うことに関する警察のアプローチは、」「規範の文言に

照らしかつ McGuinness の先例から正当化されたように、われわれ（控訴院裁判官ら 筆者）には思われる。」⁶²⁾

その一方で R. v. Odeyemi⁶³⁾ は、事実関係について R. v. Pointer や R. v. Gayle とは区別された⁶⁴⁾。控訴院刑事部⁶⁵⁾ は、次のように判決した。

「(R. v. Odeyemi において 筆者) 取調べ前に訴追が成功するのに足る証拠があると警察官らが知っていたに違いないということは、決して明らかではなかった。取調べは、被告人の逮捕と同じ日に行われた。」「それら (R. v. Pointer と R. v. Gayle 筆者) は考慮中の事件 (R. v. Odeyemi 筆者) とは非常に異なった事件であった。すなわち R. v. Pointer では」「取調べ前に警察官が、訴追が成功するのに足る証拠があると信じていたようであった。R. v. Gayle では」「取調べが始まる前に警察は明らかに足る証拠を持っていたことから、(CJPOA 筆者) 34条は適用され得なかった。それら両事件 (R. v. Pointer と R. v. Gayle 筆者) において控訴院によって確認された出発点は、この事件 (R. v. Odeyemi 筆者) において到達されていなかった。

犯罪が犯されていないか、その犯罪が誰か他の者によって犯されたことを示す釈明ができるように、警察官らが被疑者を質問する機会を持つべきであることが望ましかった。そうすることで適切な事件において警察は、証拠がなくなる前に他の方向を見るかもしれないし、彼らが間違った者を告発しないことを確実にするかもしれなかった。当の警察官がこのように訴追が成功するのに足る証拠があるという見解に心からあった場合のみ、取調べは避けられるべきであるか、または既に継続中であったのならば止められるべきであった。」⁶⁶⁾

R. v. McGuinness を支持していた R. v. Finburg⁶⁷⁾ も、事実関係について R. v. Pointer や R. v. Gayle とは区別された。R. v. Finburg では、コカインを密輸する犯罪が犯されたのかを、取調べ前に税関職員は発見しようとしていた。さらに被告人は質問に答えることを拒否しておらず、黙秘権の告

知下における取調べにおいて十分に釈明していた。それゆえ、取調べ前に被告人はその犯罪について述べることを望むすべてを述べてはいなかったと言えた。こういった事実関係においては、CJPOA 34条の説示を裁判所は支持していた⁶⁸⁾。

被告人がコカインの輸入について有罪となった R. v. Finburg において、税関によって停止させられた際に、被告人はコカインを所持していた。被告人は空港で取調べられた。その際、被告人はインド大麻を持って帰ってきたつもりであったと述べた。被告人は2人の人物によって脅され、インド大麻を持ち帰るよう要求されたと述べた。後の事実審理で、被告人、被告人のガールフレンド、被告人の母親への脅迫について、被告人は詳細に述べた。また事実審理では、実務規範C16条1項と11条4項違反が存在していたことが主張された。たとえ被告人が何も述べなかったとしても訴追が成功するのに足る証拠が存在したという見解にはあったが、被告人がインド大麻であると考えていたコカインの輸入について被告人に質問すべきであると税関職員は信じていたと、税関職員は証言していた。控訴院⁶⁹⁾は、次のように判決した。

「(実務規範 筆者) C16条1項とC11条4項違反は存在しなかった。全体として税関職員の証言は、訴追に関する判断をするのに足る情報を税関職員は持っていなかったというものであった。連合王国へとコカインを密輸する犯罪が犯されたのかを、彼は発見しようとしていた。」⁷⁰⁾

そして、それまでの複数の判決が R. v. Elliott⁷¹⁾ において検討され⁷²⁾、「訴追するのに足る証拠」には被疑者からの釈明や釈明がなされないという事実への考慮も含まなければならないという R. v. McGuinness における立場を、裁判所は採用した。言いかえれば、たとえもしも証拠が強力なものであると警察官が信じている場合であってさえも、被疑者が無罪の釈明や防御権を行使するかどうかを見出すために被疑者に質問することが許されるのである⁷³⁾。Nelson 裁判官は、次のように判決した。

「取調官が上訴人を質問しようと努めていた時点に上訴人の告発を正当化するに足る証拠は存在したと取調官は信じていたにもかかわらず、判例に基づいて、事件について釈明する機会を上訴人に与えることを取調官は禁じられなかった。」「被疑者による釈明は、訴追が成功する見込みを弱めるか消すのに役に立つかもしれない。例えば事故であったとか正当防衛であったという上訴人による無罪の釈明は、『訴追するのに足る証拠』と『訴追が成功するのに足る証拠』が存在したのかどうかを判断する警察官にとって利用可能な全情報の一部として、考慮されることが要求され、そして恐らく考慮されたであろう。判例から引き出される原理を適用しつつ、これは、上訴人が述べたかもしれないことに関係なく上訴人を告発する確固たる判断に達した事件ではなかった。したがって行われた取調べは、「規範違反にならなかった。

警察官が『犯罪が犯されたのかまたは誰によって犯されたのかを発見しようとしている』ところで、(CJPOA 筆者) 34条は適用される。犯罪が犯されたのかどうかは、犯罪行為と故意過失の立証に依拠しているのと同様に、正当防衛の有効性にも「依拠している。この事件において、もしも上訴人が正当防衛であったかもしれないのであれば、彼の行為は違法ではなかったであろうし、彼は犯罪を犯していなかったことになるであろう。取調べが正当と認められたのと同様に、上訴人の『ノー・コメント』の返答に関する法務官の説示に対して、上訴人は不服申立できない。」⁷⁴⁾

さらにその後 R. v. Howell⁷⁵⁾ において、被疑者はいずれにしても告発されるであろうとローヤーが信じていたという事実は黙秘するように助言するための適した理由ではなかったと、控訴院は述べた⁷⁶⁾。上訴人は、ナイフによる傷害で逮捕された。警察署において上訴人のソリシターは、取調べにおいてコメントしないよう上訴人に助言した。そして事実審理における上訴人側の主張は、上訴人は襲われたのであって正当防衛であったとい

うことであった⁷⁷⁾。上訴人を告発するに足りる十分な証拠を取調べ前に既に持っていたと警察官は信じていたことから、警察は上訴人を取調べるべきではなく、実務規範C16条1項の下で遅滞なく留置管理官の前に引致するべきであって、CJPOA 34条は適用されないことが、主張された。Laws控訴院裁判官は、次のように判決した。

「この非常に重大な事件で上訴人を取調べることにについて、PS Jones (警察官 筆者) はまったく正しかったと、事実審理裁判官は判決した。例えば彼は正当防衛の争点を提起することを望んだかもしれない。」「上訴人を取調べることは警察官の権限でありかつ義務であったと、事実審理裁判官は正しく判決していた。」⁷⁸⁾ 「被疑者が何を述べるにしてもいずれにしても告発されるであろうというソリシターによる確信もまた(黙秘のための適した理由 筆者)ではない。」⁷⁹⁾

しかしその一方で、いずれにしても警察は告発すると決めていたことが明らかである場合、取調べは止められなければならないという主張にとって、R. v. Elliott のようなケースは先例である⁸⁰⁾。PACE 37条というよりもむしろ不利益推認に関する R. v. Dervish⁸¹⁾ においても、被疑者が取調べにおいて述べたことに関係なく警察は被疑者を告発するであろうと決めていた状況で被疑者が取調べられた場合に実務規範C違反が存在したと、控訴院は認めていた⁸²⁾。上訴人は逮捕され、警察署に引致された。4月20日午後1時20分頃に、上訴人は警察署に到着した。上訴人は取調べられたが、黙秘した。4月21日も、上訴人は取調べられたが黙秘した。4月21日午後12時53分に、上訴人は告発された。Kay 控訴院裁判官は、次のように判決した。

「事実審理において、取調べの許容性について異議が唱えられた。(実務規範違反が存在したことから 筆者) それらは許容できないと、事実審理裁判官は判決を下した。」「取調べにおいて何が述べられたにしても、上訴人を告発するつもりであったという証言が、警察によってなされた。それゆえ、(実務 筆者) 規範(C 筆者) 11条4項と

16条1項違反が存在した。」⁸³⁾

そして最後に、2003年の改正実務規範C施行後の裁判所の判断ではあるが1995年実務規範C11条4項に関連する R. v. Sed⁸⁴⁾において、上訴人のDNAが告訴人から発見された。2001年6月13日に、警察は上訴人を逮捕し、ソリシターの立会いの下で取調べをした。ソリシターの助言にしたがい、警察の質問に対して上訴人はノー・コメントで応じた。警察は捜査を終えていなかったという理由で、その段階ではDNAが一致したことを上訴人に開示しなかった⁸⁵⁾。7月25日に、DNAが一致したことについてコメントする機会を上訴人に与えるために、警察はソリシターの立会いの下で上訴人を再び取調べることにした。取調べの直前に、警察官は上訴人とソリシターにDNAが一致したことを開示した。取調べの最初の時点で、上訴人は警察官を信用していないと述べ、それからソリシターが準備された供述書を読み上げた。供述書によれば、合意によるセックスと上訴人が説明していた名前が分からない女性との出会いを上訴人は思い出したということ、また上訴人は強姦未遂で告発されそうであると告知されており、それゆえPACEと実務規範に配慮して警察は上訴人を取調べるべきではなく、それゆえ黙秘権を行使するように上訴人は助言されたということであった。それにもかかわらず、DNAの一致について釈明する機会を上訴人に与える目的で、そしてまた女性と合意によるセックスをしたという出来事に関する言及に配慮する目的で、警察は上訴人に質問を続けた⁸⁶⁾。

実務規範違反が存在しなかったと事実審理裁判官は不当に結論づけ、PACE78条の見地から不公正はないと不当に判決していたと、上訴人側は主張した。DNAの証拠を考慮して、取調べ前に警察官は訴追がなされると信じ訴追が成功するのに足る証拠があると信じていたことは明らかであったと、上訴人側は主張した。それゆえ実務規範C11条4項にしたがって、さらに述べる可能性があるのかについて尋ねることに取調べを制限しそれから告発するべきであったと、上訴人側は主張した⁸⁷⁾。Auld控訴院裁判官は、次のように判決した。

〔実務規範違反の争点について 筆者〕取調べにおいて以前に被告人にもたらされなかった何らかの新証拠が存在し、それに関する彼からの釈明が事件が訴追されるかどうかについて、解決を助け影響を及ぼすかもしれない場合、その新しい事情について彼が述べることがあるのかについて彼に尋ねることは規範違反ではないことは明らかである。ここでのように取調べの直前に何らかの釈明を被告人が自発的に申し出ており、それが彼に開示された新証拠とともに考慮される際に、無実の罪を晴らす釈明を許すかもしれない場合に、「その可能性を検討するためにさらに質問することは、われわれの見解において規範違反とはならないであろう。」(どの程度まで質問できるかについては *Prouse v. Director of Public Prosecutions* において述べられたように質に関する判断であり 筆者)われわれの見解では、警察官らは取調べを始めるだけでなく彼らがなした方法でそれを続ける権限を与えられていたと結論づける判決を下す権限を、この事件の事実関係において事実審理裁判官は与えられていた」⁸⁸⁾⁸⁹⁾

- 1) *R. v. Mehmet*, Unreported Case no 2311/G2/88, CA-13. 06. 1989.
- 2) 科学捜査が行われるまで実際に告発が遅らされたのかどうかは、明らかではない〔*Ed Cape, Detention Without Charge: What Does "Sufficient Evidence to Charge" Mean?* [1999] *Crim. L. R.* 874, at 878〕。
- 3) *Ed Cape, Defending suspects at police stations*, 5th ed., 2006, at 59.
- 4) 「PACE 37条 1項 各警察署の留置管理官は、次の各号のいずれかに当たる者を逮捕後留置するに当たっては、逮捕の理由となった犯罪について、その者を告発するに足りる十分な証拠があるか否かを判断しなければならない。当該留置管理官は、その判断を行うのに必要な期間、その者を警察署に留置しておくことができる。(a) 犯罪により (i) 逮捕状なくして、または (ii) 保釈許可の付されていない令状により逮捕された者 (b) 保釈の条件に応じて警察署に出席した者。」
CJPOA 29条 4項^(a)、168条 3項、附則第11によって、PACE 37条 1項^(b)は削除された〔*Michael Cousens and Ruth M. Blair (ED), BUTTERWORTHS POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT CASES POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT AND CODES OF PRACTICE 2006, Issue 42, 2006, at 28*〕。
- 5) *Parker LJ, Alliot and Schiemann JJ*.
- 6) *Michael Cousens and Ruth M. Blair (ED), Butterworths Police and Criminal Evidence Act*

イギリス1984年警察・刑事証拠法期における告発前の取調べの終了時点について（和田）

Cases, Issue 33, 2003, at IV 3.

- 7) *Martin v. Chief Constable of the Avon and Somerset Constabulary*, COURT OF APPEAL (CIVIL DIVISION) (LEXIS)-29. 10. 1997.
- 8) *Cape*, supra note 3, at 59.
- 9) *Cape*, supra note 2, at 878.
- 10) 「PACE 30条 7項 警察官は、警察署以外の場所で逮捕した者が警察署に着く前に、その者を逮捕しておく理由がないと料するとき、その者を釈放しなければならない。」
2003年刑事司法法 4条 1項, 4項によって、当該条項は改正された〔*Cousens and Blair*, supra note 4, at 22〕。
- 11) 「PACE 30条 1項 次項以下に定める場合を除き、警察官は、警察署以外の場所において、(a) 犯罪により人を逮捕し、または (b) 警察官以外の者が犯罪により逮捕した者の引渡しを受けたときは、逮捕後実行可能な限り速やかに被逮捕者を警察署に引致しなければならない。」
2003年刑事司法法 4条 1項, 2項によって、当該条項は改正された〔*Id.* at 22〕。
- 12) 「PACE 37条 2項 留置管理官は、前項にいう十分な証拠がないと判断するときは、被逮捕者を保釈によりまたは保釈によらずに釈放しなければならない。ただし、逮捕の理由となった犯罪に関する証拠を収集もしくは保全するため、またはその者への質問によってそのような証拠を得るため、その者を告発することなく留置しておくことが必要であると信じる合理的な理由があるときは、この限りでない。」
- 13) *Martin v. Chief Constable of the Avon and Somerset Constabulary*, supra note 7.
- 14) *Cape*, supra note 3, at 365.
- 15) *R. v. Canale* [1990] 2 All E. R. 187, CA (Crim Div)-06. 11. 1989.
- 16) P. J. Richardson (ED), ARCHBOLD CRIMINAL PLEADING, EVIDENCE AND PRACTICE, 2001, at 1530.
- 17) *R. v. Canale*, supra note 15, at 191.
- 18) *R. v. Lee, Coote and Grant*, Unreported Case no 90/2260/Y3, CA-30. 01. 1992.
- 19) *Cousens and Blair*, supra note 6, Issue 39, 2005, at VIII 211.
- 20) *McCowan LJ, Ognall and May JJ.*
- 21) *Cousens and Blair*, supra note 6, Issue 39, 2005, at VIII 223.
- 22) *R. v. Cardiff Magistrates' Court, ex parte Hole, Lewis (K), Lewis (E) and Howard*, QUEEN'S BENCH DIVISION (CROWN OFFICE LIST), CO/4115/95 (LEXIS)-28. 10. 1996.
- 23) *David Corker and David Young, Abuse of Process in Criminal Proceedings*, 2nd ed., 2003, at 21-22.
- 24) *R. v. Cardiff Magistrates' Court, ex parte Hole, Lewis (K), Lewis (E) and Howard*, supra note 22.
- 25) *R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg*, COURT OF APPEAL (CRIMINAL DIVISION) (LEXIS)-20. 10. 1995.
- 26) *R. v. Pointer* [1997] Crim. L. R. 676, CA (Crim Div)-17. 04. 1997.
- 27) *R. v. Gayle* [1999] Crim. L. R. 502, CA (Crim Div)-17. 02. 1998.

- 28) Richardson, *supra* note 16, 2006, at 1625.
- 29) Cousens and Blair, *supra* note 6, Issue 37, 2004, at VIII 246.
- 30) R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg, *supra* note 25.
- 31) 「PACE 78条 1項 いかなる手続においても, 裁判所は, 訴追側が立証の基礎として申請する証拠につき, その証拠が獲得された状況を含むすべての事情を考慮して, その証拠を許容することは当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすためこれを許容すべきでない」と認めるときは, その証拠を許容することを拒むことができる。」
- 32) Cape, *supra* note 2, at 881-882.
- 33) 拙稿「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法の実務規範C改正について」大阪学院大学法学研究32巻2号65頁(2006年)。
- 34) R. v. Pointer において, 上訴人を取調べる前に訴追が成功するのに足る証拠があると取調官は信じていた。しかし上訴人は取調べられ, 上訴人は逮捕後の警察署での取調べにおいてソリシターの助言にしたがって警察の質問に答えなかった。そして実務規範C11条4項と16条1項に照らして上訴人は取調べられるべきではなかったと, 上訴人は主張した。しかし取調べられている者が質問に答えるつもりがないことが明らかとなる時点まで取調べが続くことを当該規定は予定していると, 事実審理裁判官は考えていた。そして控訴院も, 同じ見解であった。控訴院によれば, さらに述べる必要があるのかについて尋ねることは, 1995年実務規範C11条1A項によって定義された取調べとなるということであった。そして訴追が成功するのに足る証拠があるところで取調べはこのような目的のためにだけ許されるが, もしも被疑者がさらに述べることはないことを示すのであれば質問することを止めなければならないということであった〔Cape, *supra* note 2, at 882-883〕。
- 35) Police and Criminal Evidence Act 1984 (s. 60 (1)(a) and s. 66) CODES OF PRACTICE REVISED EDITION, 1995, at 52.
- 36) R. v. Elliott [2002] EWCA Crim 931, CA (Crim Div), at [21]-[23].
- 37) The Vice President L. J., Stuart White and Astill JJ.
- 38) R. v. Pointer, *supra* note 26, at 677. 参照, 多田辰也「黙秘権行使と不利益推認」現代社会型犯罪の諸問題437頁(2004年)。
- 39) Otton L. J., Wright and Dyson JJ.
- 40) R. v. Gayle, *supra* note 27, at 502. 参照, 石田倫識「被疑者の黙秘権に関する一考察」九大法学86号146-148頁(2003年)。
- 41) R. v. McGuinness [1999] Crim. L. R. 318, CA (Crim Div)-16. 10. 1998.
- 42) 参照, R. v. Ioannou [1999] Crim. L. R. 586, CA (Crim Div); R. v. Elliott, *supra* note 36; R. v. Howell [2003] EWCA Crim 01, CA (Crim Div).
- 43) 拙稿・前掲註(33)65頁。
- 44) Cape, *supra* note 2, at 883.
- 45) R. v. Elliott, *supra* note 36, at [26].
- 46) Mantell L. J., Gray J. and H. H. Judge David Clarke Q. C..
- 47) R. v. McGuinness, *supra* note 41, at 319.
- 48) R. v. Ioannou, *supra* note 42-11. 12. 1998.

イギリス1984年警察・刑事証拠法期における告発前の取調べの終了時点について（和田）

- 49) Henry L. J., Harrison J. and H. H. Judge Mellor.
- 50) R. v. Ioannou, *supra* note 42, at 586-587.
- 51) Prouse v. Director of Public Prosecutions, QUEEN'S BENCH DIVISION (CROWN OFFICE LIST), CO/157/99 (LEXIS)-07. 07. 1999.
- 52) David Johnston and Glenn Hutton, *Evidence and Procedure*, 9th ed., 2007, at 359; Glenn Hutton, David Johnston and Fraser Sampson, *Blackstone's Police Investigators' Manual*, 9th ed., 2007, at 336.
- 53) Prouse v. Director of Public Prosecutions, *supra* note 51.
- 54) R. v. Van Bokkum (Wouter Albertus); R. v. Jeans (Anthony); R. v. Snelling (Robert Brent); R. v. McCready (Michael Timothy), unreported, Case Nos. 199900333/Z3, 199900336/Z3, 199900340/Z3, 199900342/Z3, CA (Crim Div) (CLW/00/29/7)-07. 03. 2000.
- 55) CLW/00/29/7.
- 56) R. v. Elliott, *supra* note 36, at [30].
- 57) R. v. Van Bokkum (Wouter Albertus); R. v. Jeans (Anthony); R. v. Snelling (Robert Brent); R. v. McCready (Michael Timothy), *supra* note 54, at [52].
- 58) *Id.* at [55].
- 59) *Id.* at [57].
- 60) R. v. Flynn, COURT OF APPEAL (CRIMINAL DIVISION), [2001] EWCA Crim 1633 (LEXIS)-08. 06. 2001. 参照, Peter Murphy (ED.), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE 2007, 2006, at 2655-2656.
- 61) R. v. Flynn, *id.* at [31]-[34].
- 62) *Id.* at [69]-[74].
- 63) R. v. Odeyemi [1999] Crim. L. R. 828, CA (Crim Div)-22. 01. 1999.
- 64) R. v. Elliott, *supra* note 36, at [29].
- 65) Roch L. J., Sir Patrick Russell and Judge Rhys-Davies Q. C., Recorder of Manchester.
- 66) R. v. Odeyemi, *supra* note 63, at 829.
- 67) R. v. Finburg, Unreported Case no 99/0217/W2, CA-05. 11. 1999.
- 68) R. v. Elliott, *supra* note 36, at [28].
- 69) Otton LJ, Potts J-The Recorder of Liverpool.
- 70) Cousens and Blair, *supra* note 6, at VIII 256.
- 71) R. v. Elliott, *supra* note 36-24. 04. 2002.
- 72) 関連する事件判決について検討したが、それら事件判決は実務規範Cの関連規定のみを扱っており PACE 37条を扱っていないことに注意しなければならない〔Cape, *supra* note 3, at 59〕。
- 73) *Id.* at 365.
- 74) R. v. Elliott, *supra* note 36, at [31]-[32].
- 75) R. v. Howell [2005] 1 Cr. App. R. 1, CA (Crim Div)-17. 01. 2003.
- 76) Cape, *supra* note 3, at 205.
- 77) R. v. Howell, *supra* note 75, at 1.

- 78) Id. at 6-7.
- 79) Id. at 14. 参照, 中島洋樹「被疑者・被告人の供述主体性(二・完)」大阪市立大学法学雑誌51巻2号190頁(2004年)。
- 80) Cape, supra note 3, at 366.
- 81) R. v. Dervish [2001] EWCA Crim 2789, CA (Crim Div)-12. 12. 2001.
- 82) Cape, supra note 3, at 60.
- 83) R. v. Dervish, supra note 81, at [39]-[41].
- 84) R. v. Sed [2004] EWCA Crim 1294, CA (Crim Div)-26. 05. 2004. 参照, Richardson, supra note 16, 2006, at 1625.
- 85) R. v. Sed, id. at [11]-[12].
- 86) Id. at [14]-[15].
- 87) Id. at [75].
- 88) Id. at [77].
- 89) その他 R. v. Griffin, COURT OF APPEAL (CRIMINAL DIVISION), [1998] Crim LR 418 (LEXIS)-29. 01. 1998 においても, ソリシターが実務規範C11条4項に言及していたが, 裁判所はそれについて検討しなかった〔D. C. O., R. v. Griffin, Commentary [1998] Crim. L. R. 419, at 420〕。また R. (on the application of Secretary of State for Social Security) v. South Central Division Magistrates' Court, QUEEN'S BENCH DIVISION (DIVISIONAL COURT), CO/248/2000 (LEXIS)-23. 10. 2000 において, 実務規範C11条4項違反が存在したとマジストレイトが判断したのに対して, Potts 裁判官は質問と返答を検討し, 訴追が成功するのに足る証拠があると信じる理由は存在せず実務規範C11条4項違反は存在しなかったとした〔R. (on the application of Secretary of State for Social Security) v. South Central Division Magistrates' Court, id. at [2], [7], [8], [12], [20], [22], [24]. 参照, Cousens and Blair, supra note 6, Issue 43, 2006, at VIII 263-VIII 264〕。

第3章 あとがき

1984年実務規範C11条2項, 17条1項(後の1991年実務規範C11条4項, 16条1項, 1995年実務規範C11条4項, 16条1項)を巡る裁判所の判断を整理すると, 以下のようになるとと思われる。「告発するに足りる十分な証拠」というフレーズについてはあまり裁判官の注目を浴びておらず, その意味するところは不明確である。被告人が非合法ドラッグの所持について逮捕されそれについて自白した R. v. Mehmet¹⁾ において, 科学捜査の分析結果が得られるまで告発するに足りる十分な証拠は存在していないと結論

づける権限を留置管理官は与えられていたと、控訴院は判決した²⁾。しかしながらその一方で、非合法ドラッグの所持に関する *Martin v. Chief Constable of the Avon and Somerset Constabulary*³⁾ において、分析結果が必要であるからといって告発するに足りる十分な証拠が存在しなかったことにはならなかったと、控訴院は判決した⁴⁾。しかし逮捕直前に所持について被疑者は自白していたという事実にもかかわらず、このような自白が十分な証拠となると留置管理官は確信しなかったという理由で、留置管理官は告発することなく被疑者を留置する権限を与えられていたと、控訴院は判決した⁵⁾。非公式の口頭の自白に単に依拠するのではなく、警察署でテープ録音された取調べによってより公式の自白を求める権限を警察官は与えられていた⁶⁾。

「告発するに足りる十分な証拠」というフレーズについて裁判所の考察はほとんど存在しないが、1984年実務規範C 11条 2 項、17条 1 項（後の1991年実務規範C 11条 4 項、16条 1 項、1995年実務規範C 11条 4 項、16条 1 項）において見受けられた「訴追するのに足る証拠」などといった同様のフレーズについて、裁判所は解釈をしてきた⁷⁾。証拠の一部が警察車輛における会話から成り立っていた *R. v. Lee*⁸⁾ では、このような会話に依拠することは無謀であるとして、警察官は質問を継続する権限を与えられていたと判決された⁹⁾。5 分間の口頭の自白に依拠することは訴追が成功するのに足る証拠とはならないであろうと結論づける権限を、警察官らは与えられていた。テープ録音されていないか同時記録されていない警察車輛における会話に警察官らがくつろぎ依拠することは、最近では無謀であろうとされた¹⁰⁾。

また1991年実務規範C 11条 4 項、16条 1 項（後の1995年実務規範C 11条 4 項、16条 1 項）について、*R. v. Coleman*；*R. v. Knight*；*R. v. Hochenberg*¹¹⁾，*R. v. Pointer*¹²⁾，*R. v. Gayle*¹³⁾ といった初期の判決では、それらは規定されていることを意味しているとしながら裁判所は厳格なラインを採用していた¹⁴⁾。*R. v. Coleman*；*R. v. Knight*；*R. v. Hochenberg* において、その犯罪

について述べることを望むすべてを述べたかどうかを確認する代わりに、精力的かつ非常に執拗に Hochenberg を質問していた状況では、取調べの証拠は PACE 78条の下で排除されるべきであると、控訴院は判決した¹⁵⁾。

しかしながら R. v. McGuinness¹⁶⁾ 以後、控訴院は、「訴追が成功するのに足る証拠」の存在を判断するにあたっては被疑者がなすかもしれない釈明を考慮しなければならないと、判決するようになった^{17) 18)}。また Prouse v. Director of Public Prosecutions¹⁹⁾ において、問題はどれだけ多くの証拠があるかではなくその質であると言われた²⁰⁾。訴追が成功するのに足る証拠があったのかどうか、そして実際に訴追が成功するのに足る証拠があったのかどうかを判断するためになされる、何らかの質に関する判断が必然的に存在した。

またその一方で R. v. Odeyemi²¹⁾ や R. v. Finburg²²⁾ は、事実関係について R. v. Pointer や R. v. Gayle とは区別された。すなわち R. v. Pointer では取調べ前に警察官が、訴追が成功するのに足る証拠があると信じていたようであった。また R. v. Gayle では取調べが始まる前に警察は明らかに足る証拠を持っていたことから、CJPOA 34条は適用され得なかった。しかし R. v. Odeyemi において取調べ前に訴追が成功するのに足る証拠があると警察官らが知っていたに違いないということは、決して明らかではなかった²³⁾。また R. v. Finburg では、全体として税関職員の証言は、訴追に関する判断をするのに足る情報を税関職員は持っていなかったというものであった²⁴⁾。そして取調べ前に被告人はその犯罪について述べることを望むすべてを述べてはいなかったと言えた。こういった事実関係においては、CJPOA 34条の説示を裁判所は支持していた²⁵⁾。

そして、それまでの複数の判決が R. v. Elliott²⁶⁾ において検討され、「訴追するのに足る証拠」には被疑者からの釈明や釈明がなされないという事実への考慮も含まなければならないという R. v. McGuinness における立場を、裁判所は採用した。言いかえれば、たとえもしも証拠が強力なものであると警察官が信じている場合であってさえも、被疑者が無罪の釈明や防

御権を行使するかどうかを見出すために被疑者に質問することが許された²⁷⁾。R. v. Elliott は、上訴人が述べたかもしれないことに関係なく上訴人を告発する確固たる判断に達した事件ではなかった。したがって行われた取調べは、規範違反にならなかった。また、警察官が犯罪が犯されたのかまたは誰によって犯されたのかを発見しようとしているところでは、CJPOA 34条が適用された²⁸⁾。

さらにその後 R. v. Howell²⁹⁾ において、被疑者はいずれにしても告発されるであろうとローヤーが信じていたという事実は黙秘するように助言するための適した理由ではなかったと、控訴院は述べた³⁰⁾。しかしその一方で、いずれにしても警察は告発すると決めていたことが明らかである場合、取調べは止められなければならないと告発に関する判断がなされなければならないという主張にとって、R. v. Elliott のようなケースは先例である³¹⁾。R. v. Dervish³²⁾ において、被疑者が取調べにおいて述べたことに関係なく警察は被疑者を告発するであろうと決めていた状況で被疑者が取調べられた場合に実務規範 C 違反が存在したと、控訴院は認めていた³³⁾。

以上の裁判所の判断を踏まえ、ローヤーは被疑者の為に以下のことを考慮するべきであると言われている。証拠が強力であるような状況で留置管理官が留置を許可するのであれば、取調べを釈明の機会を依頼人に与えることに限定するように、ローヤーは要求できる³⁴⁾。また取調べ後に留置管理官が意図しているものを、留置管理官に尋ねることが可能である。もしも留置管理官が被疑者を告発するつもりであると述べるのであれば、被疑者が警察署に到着した時点で告発するに足りる十分な証拠が存在したはずであり、それゆえ留置は許可されるべきではないという主張に留置管理官が反対することは困難である³⁵⁾。また留置が大変長い、告発するに足りる証拠が存在する、さらに取調べが行われることを避けることをローヤーは望んでいるといったことを理由に、告発に関する判断がなされることが依頼人の利益になるとローヤーが考えるのであれば、いずれにしても警察は告発すると決めていたことが明らかである場合、取調べは止められなけれ

ばならず告発に関する判断がなされなければならないという主張にとって、*R. v. Elliott* のようなケースは先例である³⁶⁾。取調べで何が述べられようと警察は告発するつもりである証拠が、例えば捜査官や留置管理官がローヤーに対してその旨を示すなどして存在するのであれば、告発などの判断は遅滞なくなされなければならないこと、そしてもしも取調べが行われるのであれば、犯罪が犯されたのか、または誰によって犯されたのかを発見するために警察官は質問していないので不利益推認はなされるべきではないと、主張することが可能である³⁷⁾。捜査官は告発するに足りる十分な証拠が存在すると信じているのかどうか、依頼人がその犯罪で有罪であると捜査官は信じているのかどうか、どのような他の証拠を捜査官は得ることを期待しているのか、そして取調べ後に捜査官は何をするつもりなのか、といった質問を捜査官に尋ねることを、ローヤーは考慮すべきである。しかしながら、たとえ取調べをうまく避けることができたとしても、CJPOA 34条1項(b)の下で不利益推認される可能性があり、告発時に口頭で供述するか書面を手渡しするかを依頼人に助言することをローヤーは考慮すべきである³⁸⁾。

こうして取調べが終えられるべきかどうかを判断することについて、いまや警察は多くの自由裁量を与えられている。取調べで何が述べられようと警察は告発することに決めていたことが明らかであるとか³⁹⁾、関連があると警察官が考えるすべての質問が被疑者に対してなされたということが明らかである場合を除いて、取調べは改正実務規範C11条6項違反であると論ずることは困難であろう⁴⁰⁾。しかし、PACE 37条や改正実務規範C11条6項、16条1項に違反して行われた取調べで得られた自白は、証拠排除される⁴¹⁾ かもしれない⁴²⁾。

またイギリスでは比較的軽微な罪状で被疑者を逮捕し、より重大な犯罪について取調べを含む捜査をするホールディング・チャージ (holding charge) と呼ばれる捜査方法が行われている。すべての犯罪について被疑者を訴追するのに足る証拠があり、訴追が成功するのに足る証拠があり、

かつ、その者がその犯罪について述べることを望むすべてを述べたと警察官が思料するようになるまで、複数の犯罪への関与について嫌疑をかけた被疑者の留置管理官の前への引致を遅らせることを、1991年実務規範C 16条1項（後の1995年実務規範C 16条1項）は可能にした。しかしこれは、被疑者がさらに述べることはないことを示すのであればその犯罪について質問することを止めなければならないと規定する1991年実務規範C 11条4項（後の1995年実務規範C 11条4項）を条件として規定されていた⁴³⁾。そして、「足る証拠」がそれぞれの犯罪について手中にある時点でその犯罪についての質問は止められなければならないことを、これはさらに意味していた⁴⁴⁾。したがって、犯罪2へと移行する前に犯罪1についての質問を警察官は終えたということを警察官は明らかにするべきであり、もしも警察が「足る証拠」を持った後に質問を継続する場合、1つの取調べの中で複数の犯罪の間を区別し損なうことはパーツを不許容にし得たと、言われていた⁴⁵⁾。

そして2003年に改正された実務規範C 16条1項もまた同様に、改正実務規範C 11条6項を条件として規定されている。したがって、既に処理された犯罪についてさらに質問してはならない⁴⁶⁾。さらに改正実務規範C 11条1 A項⁴⁷⁾が、取調べの際には当該犯罪またはその他の犯罪の性質について被疑者は告知されなければならないとしている。改正実務規範C 10条3項⁴⁸⁾が、逮捕される者、または再び逮捕される者は、逮捕時または逮捕後実行可能な限り速やかに、逮捕する旨および逮捕理由について告知されなければならないとし、改正実務規範C 10条4項⁴⁹⁾が、逮捕される者だけでなく、再び逮捕される者についても黙秘権が告知されなければならないとしている。そしてその際には、改正実務規範C 指導注記10 B⁵⁰⁾が、被逮捕者は逮捕理由について十分な情報を告知されなければならないとし、逮捕時に、嫌疑をかけられた犯罪の性質、犯行時刻そして犯行場所について告知されなければならないとしている⁵¹⁾。実務規範のこれら条項が連係して作用することは、ホールディング・チャージの抑制に資することにな

と思われる。

- 1) R. v. Mehmet, Unreported Case no 2311/G2/88, CA-13. 06. 1989.
- 2) Ed Cape, *Defending suspects at police stations*, 5th ed., 2006, at 59.
- 3) Martin v. Chief Constable of the Avon and Somerset Constabulary, COURT OF APPEAL (CIVIL DIVISION) (LEXIS)-29. 10. 1997.
- 4) Cape, *supra* note 2, at 59.
- 5) Ed Cape, *Detention Without Charge: What Does "Sufficient Evidence to Charge" Mean?* [1999] Crim. L. R. 874, at 878.
- 6) Martin v. Chief Constable of the Avon and Somerset Constabulary, *supra* note 3. 参照, Ed Cape, *Sufficient evidence to charge?*, NEW LAW JOURNAL, August 6 1999, at 1231.
- 7) Cape, *supra* note 2, at 365.
- 8) R. v. Lee, Coote and Grant, Unreported Case no 90/2260/Y3, CA-30. 01. 1992.
- 9) Michael Cousens and Ruth M. Blair (ED), *Butterworths Police and Criminal Evidence Act Cases*, Issue 39, 2005, at VIII 211.
- 10) *Id.* at VIII 223. 参照, R. v. Canale [1990] 2 All E. R. 187, CA (Crim Div), at 191.
- 11) R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg, COURT OF APPEAL (CRIMINAL DIVISION) (LEXIS)-20. 10. 1995.
- 12) R. v. Pointer [1997] Crim. L. R. 676, CA (Crim Div)-17. 04. 1997.
- 13) R. v. Gayle [1999] Crim. L. R. 502, CA (Crim Div)-17. 02. 1998.
- 14) P. J. Richardson (ED), *ARCHBOLD CRIMINAL PLEADING, EVIDENCE AND PRACTICE*, 2006, at 1625.
- 15) Cape, *supra* note 5, at 881-882.
- 16) R. v. McGuinness [1999] Crim. L. R. 318, CA (Crim Div)-16. 10. 1998.
- 17) 参照, R. v. Ioannou [1999] Crim. L. R. 586, CA (Crim Div)-11. 12. 1998; R. v. Odeyemi [1999] Crim. L. R. 828, CA (Crim Div)-22. 01. 1999; Prouse v. Director of Public Prosecutions, QUEEN'S BENCH DIVISION (CROWN OFFICE LIST), CO/157/99 (LEXIS)-07. 07. 1999; R. v. Van Bokkum (Wouter Albertus); R. v. Jeans (Anthony); R. v. Snelling (Robert Brent); R. v. McCready (Michael Timothy), unreported, Case Nos. 199900333/Z3, 199900336/Z3, 199900340/Z3, 199900342/Z3, CA (Crim Div) (CLW/00/29/7)-07. 03. 2000; R. v. Flynn, COURT OF APPEAL (CRIMINAL DIVISION), [2001] EWCA Crim 1633 (LEXIS)-08. 06. 2001; R. v. Elliott [2002] EWCA Crim 931, CA (Crim Div)-24. 04. 2002; R. v. Howell [2005] 1 Cr. App. R. 1, CA (Crim Div)-17. 01. 2003; R. v. Sed [2004] EWCA Crim 1294, CA (Crim Div)-26. 05. 2004.
- 18) 拙稿「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法の実務規範C改正について」大阪学院大学法学研究32巻2号65頁(2006年)。
- 19) Prouse v. Director of Public Prosecutions, *supra* note 17.
- 20) David Johnston and Glenn Hutton, *Evidence and Procedure*, 9th ed., 2007, at 359; Glenn Hutton, David Johnston and Fraser Sampson, *Blackstone's Police Investigators' Manual*, 9th

- ed., 2007, at 336.
- 21) R. v. Odeyemi, supra note 17.
 - 22) R. v. Finburg, Unreported Case no 99/0217/W2, CA-05. 11. 1999.
 - 23) R. v. Odeyemi, supra note 17, at 829.
 - 24) Cousens and Blair, supra note 9, Issue 33, 2003, at VIII 256.
 - 25) R. v. Elliott, supra note 17, at [28].
 - 26) Id.
 - 27) Cape, supra note 2, at 365.
 - 28) R. v. Elliott, supra note 17, at [31]-[32]. 参照, Richardson, supra note 14, 2003, at 1464-1465.
 - 29) R. v. Howell, supra note 17.
 - 30) Cape, supra note 2, at 205.
 - 31) Id. at 366. 上訴人が述べたかもしれないことに関係なく上訴人を告発する確固たる判断に達した事件ではなかった。したがって行われた取調べは、規範違反にならなかった〔R. v. Elliott, supra note 17, at [31]-[32]〕。それゆえ上訴人が述べたかもしれないことに関係なく上訴人を告発する確固たる判断に達した事件においてのみ、CJPOA 34条は適用されないのかもしれない〔Roderick Munday, Evidence, 3rd ed., 2005, at 525〕。
 - 32) R. v. Dervish [2001] EWCA Crim 2789, CA (Crim Div)-12. 12. 2001.
 - 33) Cape, supra note 2, at 60.
 - 34) R. v. Elliott において言及された R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg では、警察は被疑者を訴追するのに足る証拠が存在すると結論づけながら、それにもかかわらず単に述べることがあるのかについて尋ねるといよりもむしろ警察は被疑者を取調べており、実務規範C違反が存在していたと控訴院は判断した〔Id. at 60〕。また参照, R. v. Dellaway and Moriarty (2000) 7 April (unreported), CA.
 - 35) PACE 37条というよりもむしろ不利益推認に関する R. v. Dervish において、被疑者が取調べにおいて述べたことに関係なく警察は被疑者を告発するであろうと決めていた状況で被疑者が取調べられた場合に実務規範C違反が存在したと、控訴院は認めていた〔Cape, id. at 60〕。
 - 36) Id. at 366.
 - 37) 参照, R. v. Dervish, supra note 32. 取調べにおいて述べられることに関係なく警察は告発するつもりであったということが証明される場合、取調べは1995年実務規範C11条4項と16条1項違反であったと判決された〔Cape, id. at 217〕。
 - 38) Cape, id. at 217. CJPOA 34条1項(b)の下で告発時に事実を供述しないことから不利益推認をすることは、CJPOA 34条1項(a)とはまったく異なったプロセスである。それゆえPACE 78条の下で取調べ自体が排除されたことを理由に、取調べにおける黙秘から不利益推認はなされなかったからといって、不公正でない限りは告発時の黙秘から不利益推認がなされることがあり得ないわけではなかった〔Peter Murphy (ED), BLACKSTONE'S CRIMINAL PRACTICE 2007, 2006, at 2656. 参照, 三島聡「イングランド=ウェールズにおける黙秘からの不利益推認」季刊刑事弁護38号59頁（2004年）, R. v. Dervish, id. 〕。
 - 39) R. v. Howell において、被疑者はいずれにしても告発されるであろうとローヤーが信じ

ていたという事実は、黙秘するように助言するための適した理由ではなかったと、控訴院は述べていた。それにもかかわらず実際には、ローヤーがこのような状況で黙秘を助言することは適切なかもしれない。捜査官や留置管理官による言明から警察は既に告発することに決めていたという証拠が存在するのであれば、不利益推認はなされるべきではない議論はより強くなるであろう〔Cape, id. at 205〕。

- 40) Id. at 205.
- 41) R. v. Coleman; R. v. Knight; R. v. Hochenberg, supra note 11. 参照, Seán Enright, *crime brief*, NEW LAW JOURNAL, July 3, 1998, at 980.
- 42) Cape, supra note 2, at 491.
- 43) THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL JUSTICE REPORT (Cm 2263), 1993, ch. 2, para. 39. 参照, 庭山英雄「刑事司法王立委員会報告書に学ぶ」専修法学論集60号225頁(1994年)。
- 44) David Brown, Tom Ellis and Karen Larcombe, *Changing the Code: Police detention under the revised PACE codes of practice* (HOME OFFICE RESEARCH STUDY NO. 129), 1992, at 7.
- 45) Chris Lethem, *POLICE DETENTION*, 2nd ed., 1998, at 132.
- 46) Michael Zander, *THE POLICE AND CRIMINAL EVIDENCE ACT 1984*, 4th ed., 2003, at 273; Cape, supra note 2, at 367.
- 47) *Police and Criminal Evidence Act 1984* (s. 66 (1)) CODE OF PRACTICE C and CODE OF PRACTICE H, 2006, at 35.
- 48) Id. at 32. また同様の内容のものが, 2005年実務規範G 3条3項〔*Police and Criminal Evidence Act 1984* (s. 60 (1)(a), s. 60A (1) and s. 66 (1)) CODES OF PRACTICE A-G, 2005 EDITION, 2005, at 222〕, 2006年実務規範H 10条2項〔Id. 2006, at 115〕として規定された。
- 49) Id. 2006, at 32. また同様の内容のものが, 2005年実務規範G 3条4項〔Id. 2005, at 222〕, 2006年実務規範H 10条3項〔Id. 2006, at 115〕として規定された。
- 50) Id. 2006, at 34-35. また同様の内容のものが, 2005年実務規範G 指導注記3〔Id. 2005, at 224〕, 2006年実務規範H 指導注記10B〔Id. 2006, at 118〕として規定された。
- 51) 拙稿・前掲註(18)75-76頁。

附記 久岡康成先生の御退職に際して、立命館大学大学院法学研究科博士課程前期課程在籍中からの先生の御指導への深い感謝の気持ちとともに、拙いものではありませんが本稿を謹んで先生に捧げます。